

## 憲法の学び方

開倫塾

塾長 林 明夫

Q 1 : 日本国民は、日本国の最高法規である日本国憲法をどのように学ぶことができますか。

A : 日本では学校教育の中で、日本国憲法について、かなりしっかりと指導をしています。

- (1) 小学校では社会科の時間に市や町、県のしくみを学び、その中で、国の政治のしくみも学びます。
- (2) 中学校では、歴史の時間に、聖徳太子の17条の憲法や、大日本国憲法（明治憲法）、日本国憲法について学びます。日本や世界の歴史は、国の統治、政治の変遷の歴史でもありますので、広い意味での憲法の歴史の勉強とも言えます。
- (3) 現在の日本国憲法について、本格的に学ぶのは、中学3年生の社会科の「公民」です。
  - ① 明治憲法の制定の歴史、特長、
  - ② 日本国憲法の制定の歴史や3大原理、現代の課題など
  - ③ 教科書の付録についている日本国憲法の全103条の条文を参照しながら、義務教育の最終学年である中学3年生として、身に着けるべき、憲法の知識を数多く学びます。
  - ④ 高校入試にも憲法の出題は必ずと言ってよいほどありますので、中学3年生は、必死で憲法を学びます。
- (4) 高校では、高校1年生で「現代社会」を学びます。その内容は、政治や経済、国際関係など現代社会が抱えている内容を掘り下げたものですので、当然国の基本法である日本国憲法の勉強が中心の一つになります。
- (5) 高校の日本史や世界史を学ぶ中でも、日本や世界の国の成り立ちを学ぶ中で、憲法の基礎を学ぶことができます。
- (6) 憲法の基本は、人間の尊厳を守ることですので、人間とは何か、どのような生き方をすればよいのかを考える倫理の中でも、憲法の基本を学ぶことができます。
- (7) 高校の最終学年である高校3年生で学ぶ政治経済は、日本国憲法についての学習がその半分となります。大学入試で、政治経済を選択すれば、かなり、日本国憲法について、勉強できます。
- (8) 大学や短期大学では、一般教養科目として、「法学」や「日本国憲法」を学ぶことができます。
- (9) 大学の法学部や政治学部、国際関係学部などでは、憲法は必修科目で、その中心は日本国憲法の勉強です。法学部では、学年が進むと、基本的人権、統治機構と2つに分けて学びます。大学3年生や大学院になると、もっと細かく、憲法の本質に迫る勉強をすることができます。
- (10) 放送大学でも、大学院を含め、憲法の科目は充実しています。

**Q 2 : 日本では、学校で、憲法を学ぶ機会はかなり多いのですね。**

A : (1) その通りです。日本の教育の素晴らしさは、基本的な教科は、小学校の教育、中学校、高校、大学、大学院、放送大学と小学校から放送大学・大学院と、基礎から応用まで、学問体系に従って学ぶことができるということです。

(2) 国の最高法規の日本国憲法もその例外ではなく、各学校や大学、大学院でしっかり学ぶことができます。

(3) また、日本は、思想及び良心の自由（日本国憲法 19 条）、信教の自由（20 条）、集会・結社・表現の自由・通信の秘密（21 条）、学問の自由（23 条）、教育を受ける権利（26 条）が、ほぼ 100% 守られている国の一つですから、日本国憲法の研究や教育は、かなり本格的に行われています。

(4) 新聞や雑誌、TV やラジオなどもマスコミも憲法について、様々な意見を自由に報道し、国民も、自由に憲法を守るとはどのようなことかを議論しています。

**Q 3 : ところで、憲法とはどのようなものですか。**

A : 憲法は国の統治の基本原則と組織を定める最高法規です。

(1) そこで、日本国憲法は、この国の在り方を決める最終決定者である主権者を、日本国民とし、国民主権の考えを取りました（1 条）。

(2) 国民の代表で組織する国会を国権の最高機関（41 条）とし、国の政治を国会にゆだねました。

(3) この憲法に反する法令（法律や命令など）は憲法違反で、効力を有しない（98 条）、最高裁判所は、法令が憲法に違反しているか否かを決める最終裁判所（81 条）とし、最高裁判所に意見立法審査権を付与しました。

**Q 4 : 憲法はだれにあてて書かれたものですか。憲法を守らなければならないのは誰ですか。**

A : 憲法の名宛人、つまり、日本国憲法を尊重し、擁護する義務を負うのは、天皇または摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員です（99 条）。

**Q 5 : 憲法は改正してもいいのですか。**

A : (1) 日本国憲法を含め、全ての憲法には改正の手続きが存在しますので、改正の手続きを踏めば、改正は可能です（96 条）。

(2) 憲法改正は、いいとか、悪いとかいう話ではありません。憲法の改正が必要なら改正をした方がいいし、必要でなければ改正しない方がいいだけです。日本国民は、この 69 年間、憲法改正は必要なしという立場をとっていたから、今まで、一度も改正がなかったと考えます。

(3) 憲法を改正する必要のあるところがないかといわれれば確かにあります。

(4) 例えば、1 票投票価値の不公平は、憲法が定める法の下も平等（14 条）に明らかに違反し、最高裁判所も憲法違反の判決を出しています。

(5)然し、国会議員の議員定数を人口変動にそって判断することは、国会にとり利益相反で、是正は困難、いつになっても憲法違反の状態は是正されません。

(6)そこで、場合を限って憲法裁判所で判断する以外はないと考えます。憲法裁判所は現在の憲法には、規定がありませんので、憲法に書き加える以外はありません。これを、「加憲」といいます。

**Q 6 : 最後にいとことどうぞ。**

A : (1)憲法は、様々な法律の中で、最も政治性の強い法律です。政治闘争の結果を文章であらわしたものが憲法とも言えます。どのような国を、どのような仕組みで作るのか、様々な考えを激しくぶつあってできるのがその国の形ですから、当然とも言えます。

(2)日本国は、幸いなことに、内乱や、クーデター、武力による権力闘争という形をとることなく、国会での議論による、政策選択という民主主義の政治を貫いています。

(3)この成熟した政治の仕方をこれからも、日本の国の政治の基本とすべきと考えます。これは素晴らしいことだと思います。

2016年5月4日(木)8時03分